

# 青森県報

第二千四百号

平成十六年  
十一月四日  
(木曜日)

## 目次

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	……………	(経営振興課)	…	一
右 同	……………	(同)	…	一
右 同	……………	(同)	…	二
右 同	……………	(同)	…	二
右 同	……………	(同)	…	二
右 同	……………	(同)	…	三
右 同	……………	(同)	…	三
右 同	……………	(同)	…	四
肥料の検査結果の概要の公表	……………	(食の安全・ 安心推進室)	…	四
都市計画事業の認可	……………	(都市計画課)	…	四
土地区画整理組合の理事の退任	……………	(同)	…	五
開発行為に関する工事の完了	……………	(建築住宅課)	…	五

## 公 告

### 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー青森店

青森市三好二丁目二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 田村圭三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年十一月四日から同年十二月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

### 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー青森虹ヶ丘店

青森市虹ヶ丘二丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 田村圭三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年十一月四日から同年十二月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー弘前石渡店

弘前市大字石渡四丁目五の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二の一〇

代表取締役社長 田村圭三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年十一月四日から同年十二月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー八戸新井田店

八戸市大字新井田字寺沢一九の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二の一〇

代表取締役社長 田村圭三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年十一月四日から同年十二月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンデー八戸根城店

八戸市根城六丁目二二の一〇外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 田村圭三

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

- 2 期間

平成十六年十一月四日から同年十二月四日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー三沢店

三沢市南町一丁目三一の三八四七外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

葛巻アイ

三沢市南町一丁目三一の三八五五

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び三沢市役所

- 2 期間

平成十六年十一月四日から同年十二月四日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデーむつ中央店

むつ市中央二丁目一の外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下北交通株式会社

むつ市金曲一丁目八の二二

代表取締役社長 白濱啓助

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部経営振興課及びむつ市役所

2 期間

平成十六年十一月四日から同年十二月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

苦生モール

むつ市金曲一丁目二の三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及びむつ市役所

2 期間

平成十六年十一月四日から同年十二月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

肥料の検査結果の概要の公表

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十條第七項の規定により、肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成十六年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	生産業者の氏名又は名称及び住所	肥料の種類	肥料の名称	検査の結果の概要	
				分析検査	その他検査
登録番号	生産業者の氏名又は名称及び住所	肥料の種類	肥料の名称	分析検査	その他検査
第二〇八号	八戸炭酸カルシウム工業株式会社 三戸郡階上町大字角柄折六丁目二の八	炭酸カルシウム肥料	五三〇炭酸カルシウム肥料	アルカリ分	なし
第二一三号	有限会社田中石灰タンカル工業 八戸市小中野一丁目二五の四	炭酸カルシウム肥料	五三〇炭酸カルシウム肥料	アルカリ分	なし
第三〇三号	キューピータマゴ株式会社 東京都調布市仙川町二丁目五	副産石灰肥料	五〇副産石灰	アルカリ分	肥料名称の誤記
第三三二号	株式会社長慶 弘前市大字高田三丁目六の七	副産石灰肥料	長慶シエルパウ	アルカリ分	登録証の備付不備

都市計画事業の認可

八戸都市計画事業の認可について、平成十六年十月二十五日東北地方整備局告示第八十九号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六條の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

八戸都市計画道路事業(三・三・八号白銀市川環状線(中居林工区))

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

青森県八戸市大字田向字向平、並びに大字中居林字平及び字蓋名池地内

2 使用の部分

なし

土地区画整理組合の理事の退任

弘前市城東第五土地区画整理組合から、次の理事が退任した旨の届出があったので、  
公告する。

平成十六年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所
三浦 淑貞	弘前市大字福村字林元二九の四

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律  
第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び 氏名(名称)
五所川原市大字唐笠柳字藤巻五四六の一、五四六の五及び五四七の一	東京都台東区上野七丁目一四の四 ダイワロイヤル株式会社

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭